流山市

2024.4

（資料3）

流山版千葉県地域生活連携シート活用について

参考：千葉県地域生活連携シートの手引き（平成３０年７月）

**目　的**

「千葉県地域生活連携シート」は医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に、居宅介護支援事業所、介護老人福祉・保健施設等の介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者（患者）の情報を共有するための千葉県参考様式です。

**重要な情報を得られるものですが、記載事項が多く、作成が大変との声があります。**

**そこで、入退院時の情報連携を取りやすくするため、シート太枠項目の最低限必要な情報の連携を確実とし**、**その他の情報に関しては必要に応じて確認していただくようにするものです。**

今まで通り、介護報酬の「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の算定にも活用できます。また、診療報酬の「入院時支援加算」「入退院支援加算」「介護支援等連携指導料」「退院時共同指導料」等の関係職種間の情報共有にも活用していただけます。

**個人情報の取り扱い**

本シートには、利用者の身体機能等多くの情報が含まれておりますので取り扱いには最大限の注意を払ってください。

本シートの記入または送付にあたっては、必ず本人または家族の同意を得てください。

また、利用者本人及び家族等が見ることを前提に作成してください。

なお、関係機関に持参以外の方法（FAXや郵便等）で送付する際は、一旦利用者等の氏名や住所、電話番号などの欄を空欄にして送付した後、電話連絡し、送信先で氏名等の記入をしてもらう等の配慮が必要です。

運用にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に沿い、各自・各所属が責任をもって個人情報を取り扱ってください。

居宅介護支援等の契約時や入院時等において、今後の支援を見据えて医療・介護関係者への情報提供も含めた個人情報の使用について包括的同意を得ておく方法もあります。

活用方法

**入院時の情報連携シート**　A表「流山版千葉県地域生活連携シート（入院時等）」

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の担当介護支援専門員が、介護サービス利用者の在宅での日常の状況を把握するために記入し保管しておくほか、月１回のモニタリングシートとしての使用、入院時にその最新情報（A表「流山版千葉県地域生活連携シート（入院時）」）を医療機関に提供するものです。入院時情報連携加算の算定要件となります。

入院時情報連携加算（Ⅰ）算定要件

**利用者が、病院又は診療所に入院した日のうちに**、（従前は入院してから３日以内に）、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。（２５０単位/月）

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日含む。

入院時連携加算（Ⅱ）算定要件

**利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に**（従前は入院してから４日以上７日以内に）、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。（２００単位/月）

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

　なお、シートを送付した際は、「居宅介護支援経過」に、入院日、送付日及び送付先の名称を記録してください。

（記入例）「令和６・4・1〇〇病院に入院。令和６年４月1日○○病院に地域生活連携

シートを送付」

**退院時の情報連携シート**B表「流山版千葉県地域生活連携シート（退院時）」

または、看護サマリー、退院サマリーなど

医療機関は、退院の検討を始めた段階で、担当介護支援専門員に連絡をしてください。利用者（患者）の退院の際、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の担当介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が、B表「流山版千葉県地域生活連携シート（退院時）」、看護サマリー等を活用し必要な情報を共有し、介護支援専門員が居宅サービス計画の作成等に活用するものです。

　また、「診療情報提供書」に添付することによって病院とかかりつけ医間で情報共有を図ることができます。

* **A表は介護報酬の「入院時情報連携加算」の標準様式例を、B表は介護報酬の「退院・退所加算」の標準様式例を参考に作成されています。（この標準様式例は当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではないと通知されています。**

**転院時の取り扱いについて**

当該患者が転院する際は、原則、転院元の病院が患者、家族、もしくは介護支援専門員に同意を得たうえでA表「流山版千葉県地域生活連携シート（入院時）」の写しを転院先の病院に送付しますが、転院先の病院から介護支援専門員に対し、A表「流山版　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉県地域生活連携シート（入院時）」の写しの提出を求められた際は、ご対応をお願いいたします。

※詳しい利用方法については、千葉県地域生活連携シートの手引きをご覧願います。